

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課
担当 武
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トゥーントゥンク

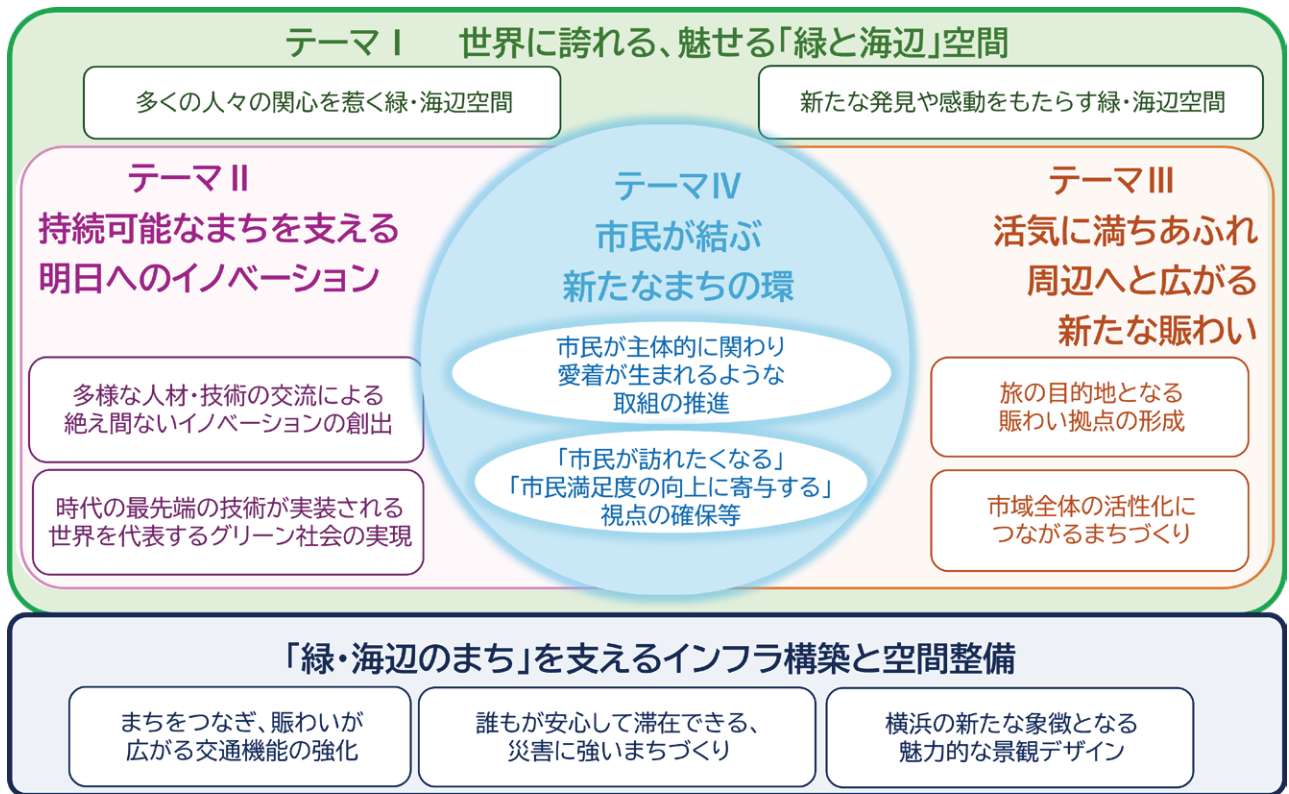
GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト NEW

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

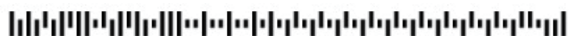
2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 鶴見区福祉保健課 田邊・加藤(TEL:045-510-1828)

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所で配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

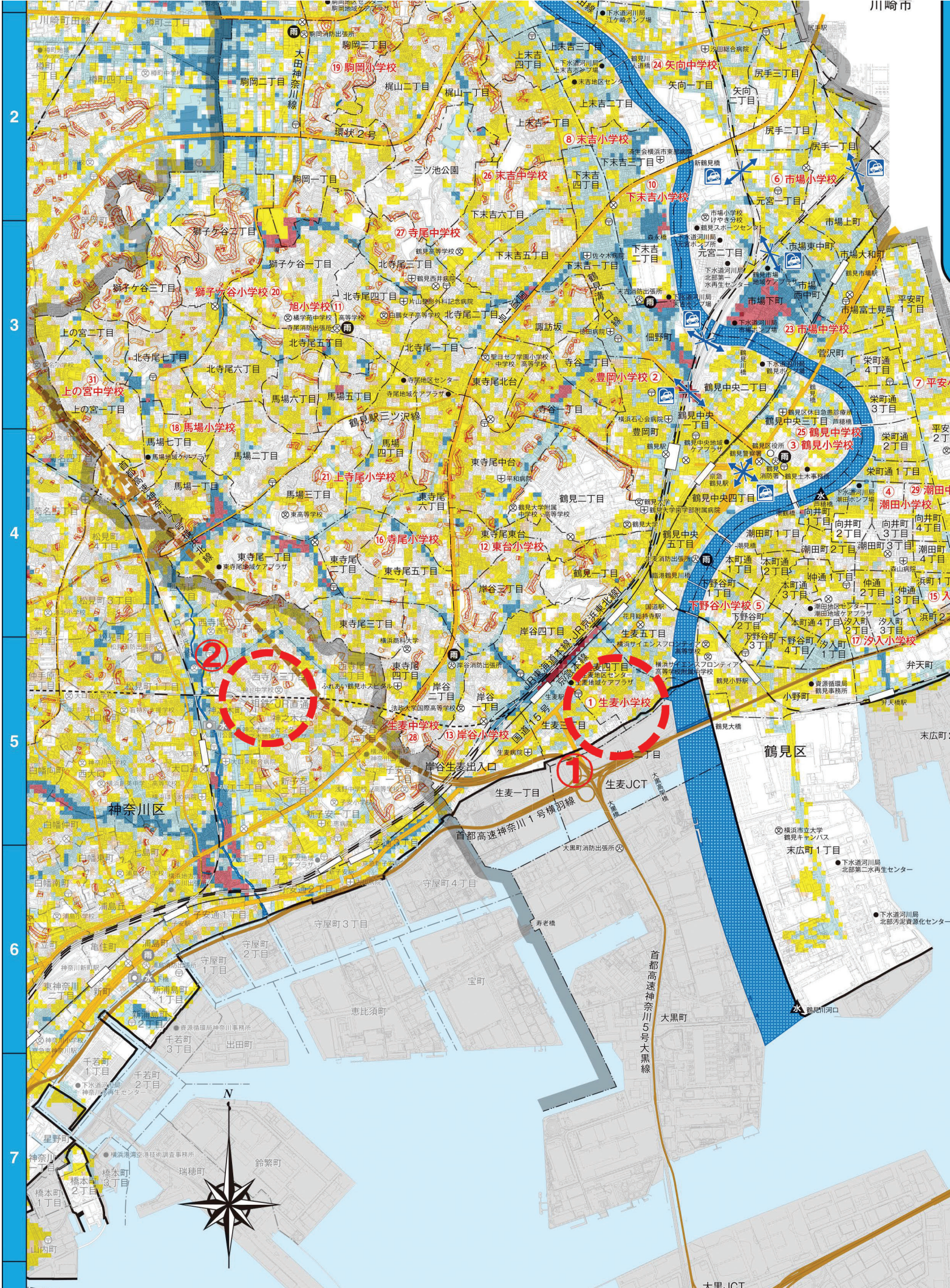
（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。



① 内水浸水想定区域（想定最大規模）はどうやって決めたの？

この内水浸水想定区域は、想定最大規模の降雨によって、下水道や水路、道路側溝などから水があふれる範囲や深さをシミュレーションしたものです。想定最大規模降雨とは、各地方において過去に観測された最大の降雨量を基本に設定することになっており横浜市では、1999年に関東地方で観測された時間降雨量**153mm**としています。

なお、この内水浸水想定区域図は河川の堤防を越えて水があふれることも考慮してシミュレーションしていますが、堤防の決壊は想定していないため、洪水浸水想定区域と浸水深や浸水範囲が異なる場合があります。

① 必ず洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）

指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、**すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。**

※指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	生麦小学校	生麦4-15-1	C-5	⑩	汐入小学校	汐入町2-36	E-5
②	豊岡小学校	豊岡町27-1	D-3	⑪	馬場小学校	馬場7-20-1	A-3
③	鶴見小学校	鶴見中央3-19-1	D-4	⑫	駒岡小学校	駒岡3-14-1	B-2
④	潮田小学校	向井町3-82-1	E-4	⑬	獅子ヶ谷小学校	獅子ヶ谷1-19-1	B-3
⑤	下野谷小学校	下野谷町2-49	D-4	⑭	上寺尾小学校	馬場3-21-21	B-4
⑥	市場小学校	元宮1-13-1	D-2	⑮	新鶴見小学校	江ヶ崎町2-1	D-1
⑦	平安小学校	平安町2-9-1	E-3	⑯	市場中学校	市場下町1-1	D-3
⑧	末吉小学校	上末吉1-9-1	C-2	⑰	矢向中学校	矢向1-8-24	D-2
⑨	上末吉小学校	上末吉5-24-1	C-1	⑱	鶴見中学校	鶴見中央3-14-1	D-4
⑩	下末吉小学校	下末吉2-25-6	D-2	⑲	末吉中学校	下末吉6-13-1	C-2
⑪	旭小学校	北寺尾4-25-1	B-3	⑳	寺尾中学校	北寺尾3-13-1	B-3
⑫	東台小学校	東寺尾東台12-1	C-4	㉑	生麦中学校	岸谷2-1-1	B-5
⑬	岸谷小学校	岸谷1-6-1	C-5	㉒	潮田中学校	向井町4-83	E-4
⑭	矢向小学校	矢向3-8-1	D-1	㉓	寛政中学校	寛政町23-1	E-4
⑮	入船小学校	浜町1-1-1	E-4	㉔	上の宮中学校	上の宮1-26-33	A-3
⑯	寺尾小学校	東寺尾5-19-1	B-4				

③ 要配慮者利用施設等の確認はこちらから

出典データ

背景図	横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第 横浜市建築局都市計画基本図データ（地
内水浸水想定区域	下水道河川局 鶴見区内水浸水想定区域
土砂災害警戒区域	横浜市建築局 土砂災害警戒区域（令和
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局 土砂災害特別警戒区域（

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」**、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。(修繕を除く)

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の人個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



滑舌測定
(パタカラ)

歯みがき
教室

お口の
細菌チェック

かむ力テスト
(そしゃく測定)

遊びにおいでよ

お口の健康 フェスティバル

2026年6月7日(日)

10:00~14:00

鶴見区役所 1階

横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1

お口の悩み
訪問診療
相談室

クイズ大会に参加しよう!
優勝者には
メダルとプレゼント贈呈

歯科衛生士
が話す
子どものお口
なが大切

歯科医師が
語るお口の話

参加者には
お口のケアグッズ
プレゼント

クイズ大会
12:00~

鶴見区歯科医師会 鶴見区役所 鶴見大学短期大学部歯科衛生科

お問い合わせ 月~金曜日 9:00~17:00

鶴見区歯科医師会 つるみ区歯科医療連携相談室

070-4039-2626

令和8年4月17日

鶴見区自治会・町内会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 宮野 昌夫

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催の御案内について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、令和8年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月16日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民まつりの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指しております。

開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、是非会場に御来場賜りたくお願い申し上げます。

記

1 日 時：令和8年5月16日（土）

【開 会 式】9時30分～9時55分（予定）

【フェスティバル】9時30分～16時00分

※小雨決行、荒天中止。順延はありません。

※開催可否は前々日18時、前日12時、当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、当日8時以降は横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園

【開 会 式】多目的広場内ステージ（公園北門側）

【フェスティバル】多目的広場（模擬店・ステージ）、野球場（こども遊びゾーン）
園内通路・パークセンター前（模擬店）

※駐車場の御用意は致しかねます。何卒、御理解・御協力のほどお願いいたします。

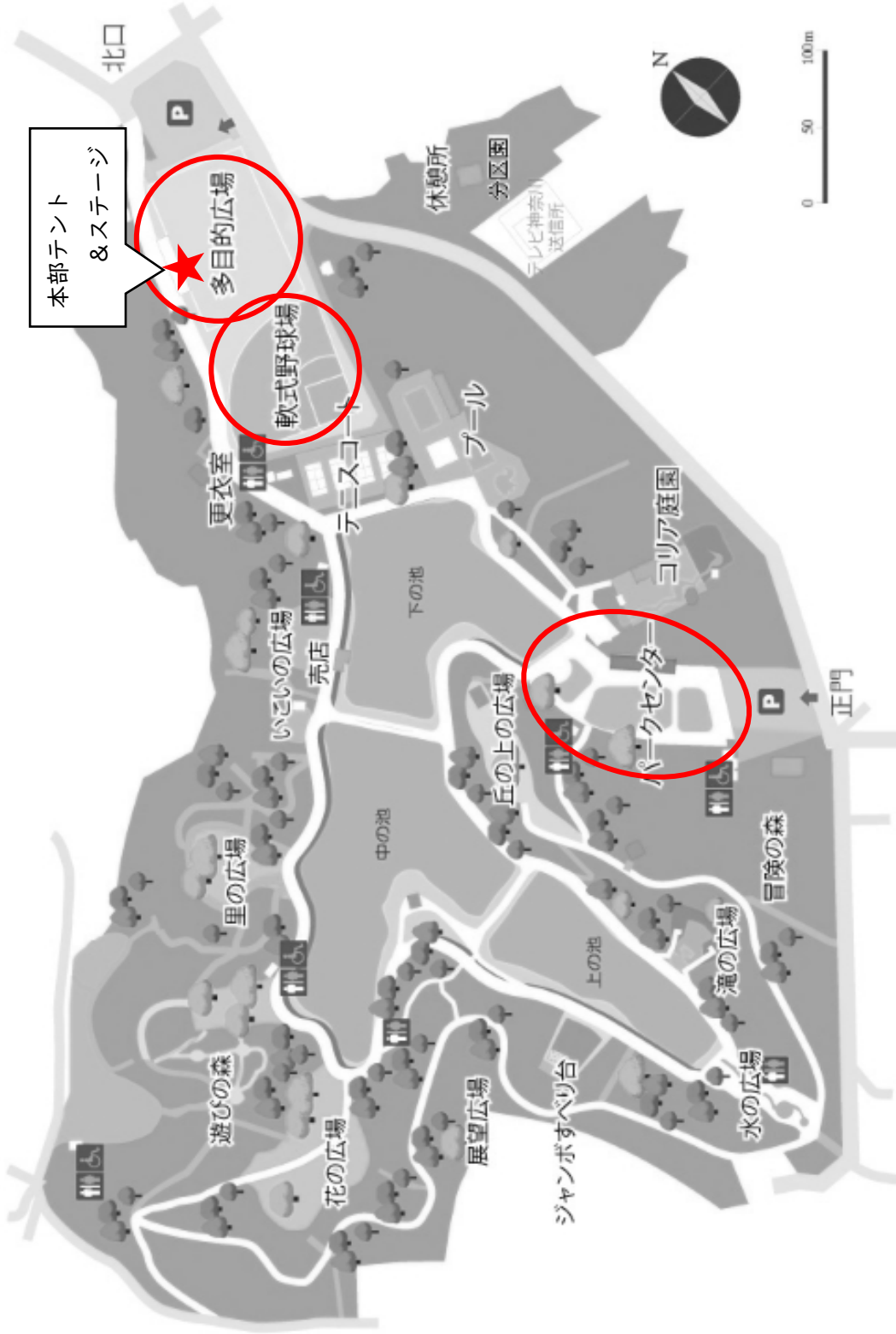
以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 野村、石川、及川

電話：510-1693 FAX：510-1892

■三ツ池公園フェスティバル 会場エリア



各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2026」の実施について（依頼）

日頃から、街の美化にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、区内の自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施しています。

今年度も以下のとおり実施します。貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、ご協力よろしくお願いたします。

1 スケジュール

年 2 回実施します。それぞれの期限までに、別紙「申込書」にてお申込みください。

	第 1 回	第 2 回
対象となる 清掃実施期間	6 月 1 日(月)から 7 月 31 日(金)まで	10 月 1 日(木)から 11 月 30 日(月)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれ かの日を選んでくださ い)	5 月 26 日 (火) 6 月 3 日 (水) 6 月 5 日 (金)	9 月 29 日 (火) 10 月 1 日 (木) 10 月 7 日 (水)
物品申込期限	5 月 20 日 (水)	9 月 18 日 (金)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

※ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。

3 配布物品について

ごみ袋・軍手 ※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります。

4 受取り方法について

鶴見区役所 5 階 2 番窓口までお越してください。

※受取日決定の連絡は行いません。申込書に記入した希望日にお越してください。

5 クリーンキャンペーンによるごみの出し方について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場に出してください。10 袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所（電話：502-5383）までご連絡ください。

裏面あり

6 活動報告書の提出について

活動後は、活動時の写真を貼付した「活動報告書」をご提出ください。
第1回分については令和8年9月30日（水）まで、第2回分については
令和9年1月29日（金）までを目途に提出をお願いします。

7 よくあるご質問

(1) 申込期限を過ぎてしまったが、申込可能か？

→申込期限を過ぎてしまった場合も、申込をお受けできる場合があります。
まずは担当までご相談ください。

(2) トングやたすきの貸出しはないか？

→トングについてはお貸しできる場合がありますので、区役所までご相談ください。
たすきの貸出しは行っていません。

(3) 配布物品が余った場合はどうしたら良いか？

→原則返却は不要です。少量でしたら、日頃行っていらっしゃる清掃活動にお
使ってください。
大量に余った場合や、使う見込みがない場合は、担当までご返却ください。

【担当】申込書送付先・お問い合わせ先
鶴見区地域振興課 資源化推進担当 唐沢、加山
F A X : 045-510-1892
郵 送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1
メー ル : tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2026 申込書

- ◎実施期間 : 6月1日(月)から7月31日(金)まで
- ◎配布日 : 5月26日(火)、6月3日(水)、6月5日(金)のいずれか
- ◎申込締切日 : 5月20日(水)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 <small>(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)</small>			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月26日(火)	午前・午後
		6月3日(水)	
		6月5日(金)	

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回			
		日 時	清掃日	月	日 ()	
			定例的な場合	毎週	曜日	
				毎月 第	週目の	曜日
		その他 ()				
		場所				
参加者 <small>(実施回数×各回参加人数)</small>	延べ	人				

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール : tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

【担当】 資源化推進担当 唐沢、加山
 電話 : 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2026 申込書

- ◎実施期間 : 10月1日(木)から11月30日(月)まで
 ◎配布日 : 9月29日(火)、10月1日(木)、10月7日(水)のいずれか
 ◎申込締切日 : 9月18日(金)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名			
	<small>(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)</small>			
	自治会町内会・老人会・子供会等は所属の地区連合名も記載→			
	担当者氏名		担当者電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に○を付けてください】	9月29日(火)	午前・午後
		10月1日(木)	
		10月7日(水)	

4	清掃について	期間内実施回数	延べ 回	
		日時	清掃日	月 日 ()
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
場所				
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール : tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

【担当】 資源化推進担当 唐沢、加山
 電話 : 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2026」活動報告書

団体名	
-----	--

1 日時	令和	年	月	日 ()
	:		~	:

2 場所	
------	--

3 参加人数	人
--------	---

4 回収量 (○袋 または ○kg)	
①燃やすごみ ()	②缶びんペットボトル ()
③プラ資源 ()	④その他 ()

5 コメント・PR・感想等	
---------------	--

6 活動写真 (写真にコメントを添えてください)	
--------------------------	--

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

「鶴見クリーンキャンペーン2026」活動報告書

団体名 ○○自治会

記入例

1 日時 令和○年○月○日(木)
9:00 ~ 11:00

2 場所 鶴見川△△公園 周辺

3 参加人数 30 人

4 回収量 (○袋 または ○kg)

- ①燃やすごみ (5袋) ②缶びんペットボトル (2袋)
③プラ資源 (3袋) ④その他 (傘2本、スプレー缶3本)

5 コメント・PR・感想等

鶴見川はよく利用していますが、草が伸びていて、ごみも気になっていました。周囲に声をかけると、多くの方が手伝ってくださって、早くきれいになりました。

6 活動写真 (写真にコメントを添えてください)



伸びている草は、皆で鎌でかたり、引っっこ抜いたりしました。



刈った草を集めています。



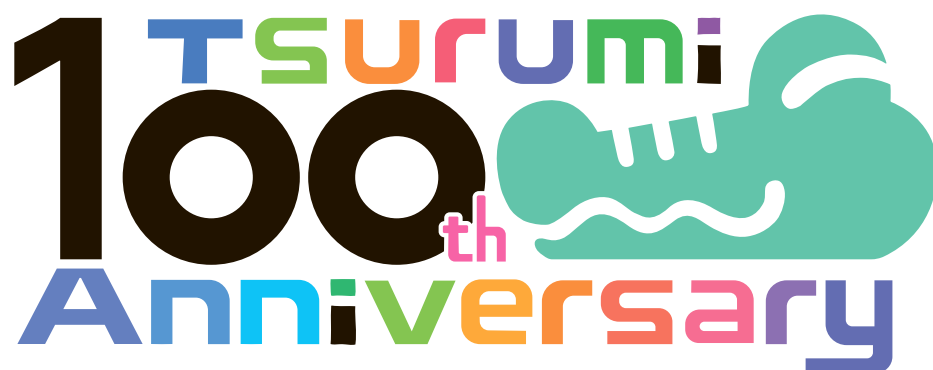
斜面の作業は、安全第一でお互いに声を掛け合いながら行いました。皆で力を合わせて作業しました。

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。



鶴見愛 未来もずっと このまちと



2027年は鶴見区制100周年



このまちで暮らす人々の歩みと、未来への想いを込めた
ロゴマークとキャッチフレーズが完成しました。
この大切な想いととも、鶴見区100歳をお祝いしましょう。

このまちを形作ってきたたくさんの想い 日々生まれる新しい出会い
多様で彩り豊かなまち つながり大切に
未来に向けて紡ぐ“鶴見愛” 100年先も、その先も

—鶴見区制100周年記念事業コンセプト—



鶴見区制100周年記念事業

地域のお祭り・町のイベントを 「鶴見区制 100 周年記念認定事業」 として、一緒に盛り上げませんか？

盆踊り・サークル発表会・商店街イベントなど、みんなで100周年を盛り上げる取組を募集中！

鶴見区は2027年に区制100周年を迎えます。鶴見区制100周年記念事業実行委員会が地域のみなさまが主役の催しを「認定事業」として位置付け、名称使用や広報協力で後押しします。

認定されると…

<p>① 「100周年記念」の冠が使える！</p> <p>チラシやポスター等に 「鶴見区制100周年記念認定事業」 と表示できます。</p>	<p>② 実行委員会が広報協力</p> <p>実行委員会の広報媒体への 認定イベントを掲載予定。 イベントの周知を後押しします。</p>	<p>③ 記録に残る</p> <p>鶴見区制100周年記念事業の記録集 (仮称)へ掲載され、後世に記録が 残ります。</p>
--	--	--

こんな催しが対象です

- 地域の盆踊り大会
- 地元サークル・文化団体の発表会
- 商店街のイベント
- 子ども向けスポーツ大会・作品展 など

※ポイント

- ・区民を対象とした事業であること
- ・学術・文化・芸術・芸能・スポーツなど、100周年を祝う趣旨に沿うこと
- ・対象期間：2026年4月1日～2027年12月31日

※対象外のもの

- ・構成員のみを対象とするもの
- ・政治・宗教活動を目的とするもの
- ・営利を主たる目的とするもの
- ・横浜市が主催する事業

申請はかんたん！

STEP 1 申請様式を入手

STEP 2 必要事項を記入

STEP 3 電子申請 または 紙で提出

「うちの行事も対象になる？」という段階でも、お気軽にご相談ください。

申請・問合せ先

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局
(鶴見区役所 地域振興課内)

TEL 045-510-1687 FAX 045-510-1892

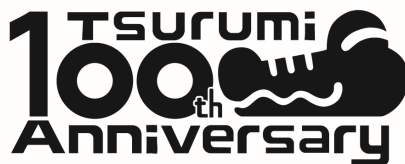
MAIL: tr-100th@city.yokohama.lg.jp

電子申請はこちら



まずは、地域のいつもの催しに「100周年」の冠を。

自治会町内会のみなさまからのご応募・ご相談をお待ちしています。



R8年6月～R9年1月

白幡公園こどもログハウス 休館のお知らせ

日ごろより、白幡公園こどもログハウス「ピッコロ」をご利用いただきありがとうございます。
このたび、施設の長寿命化や安全で快適な利用ができるよう、下記の期間で大規模修繕
工事を実施いたします。工事中、施設は全面休館となります。電話は不通となり、トイレも
使用できません。

施設概要

白幡公園こどもログハウス
住所：鶴見区東寺尾2-12
TEL：045-582-9944

休館期間（工事期間）

令和8年6月1日～令和9年1月末（予定）
※工事の進捗により期間が変更となる場合があります。

修繕内容

- ・屋根・外壁の改修
- ・すべり台の遊具取り替え
- ・ネット更新
- ・断熱材の設置
- ・空調機の新設
- ・防熱材の設置 など

近隣の利用可能代替施設

上寺尾小学校コミュニティハウス
TEL：585-3770 / FAX：585-3770
寺尾地区センター・鶴寿荘
TEL：584-2581 / FAX：584-2583

お問い合わせ

鶴見区民地域活動協会
TEL:045-633-8409



休館中ご不便をおかけしますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます

令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期間

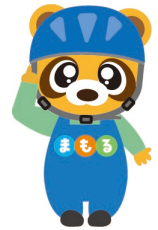
令和8年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上、交通反則通告制度（青切符）の周知
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◆◆令和7年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	関連事故 件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,240	42	8,140	1,613	6	1,472
前年	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前年比	-23	2	-181	83	1	42
構成率				22.3%	14.3%	18.1%
神奈川県	21,324	139	24,463	5,477	15	5,176
前年	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前年比	574	30	340	475	2	418
構成率				25.7%	10.8%	21.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています

道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメットの着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



火災・救急等の状況 (令和8年3月31日速報値)

鶴見区内

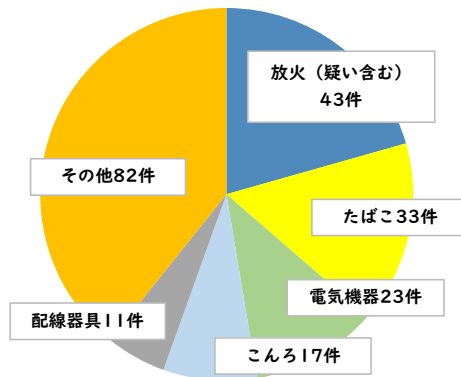
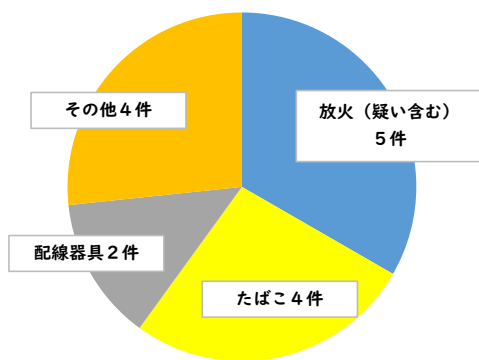
区分/年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	15	20	△5	
火災種別	建物	8	14	△6
	林野			
	車両			
	船舶			
	航空機			
	その他	7	6	1
損害程度	焼損床面積	217	69	148
	死者			
	焼死等			
	放火自殺			
負傷者	3	2	1	
主な出火原因	放火(疑い含む)	5	2	3
	たばこ	4	5	△1
	配線器具	2	3	△1

横浜市内

区分/年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	209	244	△35	
火災種別	建物	127	147	△20
	林野	1		1
	車両	14	12	2
	船舶			
	航空機			
	その他	67	85	△18
損害程度	焼損床面積	2,123	1,989	134
	死者	8	12	△4
	焼死等	8	10	△2
	放火自殺		2	△2
負傷者	31	36	△5	
主な出火原因	放火(疑い含む)	43	52	△9
	たばこ	33	49	△16
	電気機器	23	14	9
	こんろ	17	25	△8
	配線器具	11	12	△1

区分/年別	令和8年	令和7年	増△減
救急件数	4,383	4,614	△231
急病	3,055	3,314	△259
交通事故	193	169	24
一般負傷	761	791	△30
その他	374	340	34

区分/年別	令和8年	令和7年	増△減
救急件数	60,258	63,697	△3,439
急病	41,731	45,076	△3,345
交通事故	2,011	2,075	△64
一般負傷	11,317	11,369	△52
その他	5,199	5,177	22



住宅用火災警報器の点検を！

住宅用火災警報器は、音や光で火災をいち早く知らせ大切な命や体・財産を火災から守るための機械です。ご自宅の住宅用火災警報器の点検は、紐を引く・ボタンを押す事で行うことができます。

皆さまを守るため、ご自宅の住宅用火災警報器の定期的な点検をお願いいたします。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和8年4月
鶴見警察署 生活安全課
3月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和8年3月末	0	3	0	0	24	14	3	0	9	139	139	32	1	1	3	45	413
令和7年3月末	4	3	0	0	14	12	0	0	13	113	158	41	1	2	3	26	390
前年比	-4	0	0	0	+10	+2	+3	0	-4	+26	-19	-9	0	-1	0	+19	+23



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗				乗り物盗			非侵入盗							合計	特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)			
	空き巣	忍込み	出店荒し	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き			部品ねらい	その他	小計
令和8年3月末	3	0	0	0	6	9	5	24	110	139	6	0	0	58	10	65	139	287	14
令和7年3月末	3	0	3	0	7	13	12	21	80	113	23	0	1	61	14	59	158	284	13
前年比	0	0	-3	0	-1	-4	-7	+3	+30	+26	-17	0	-1	-3	-4	+6	-19	+3	+1

特殊詐欺被害総額 約9157万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 11人 約 9142万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 2人 約 0万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 1人 約 15万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載された

融資保証金詐欺被害… 0人

お金を借りたい人の心理につけ込み、「融資を受けるには保証金が必要。」等と嘘を言ってお金を騙し取詐欺です。SNS上やネット広告での「ブラックでも融資可能」「即日高額貸付」等の文句には注意が必要です。

鶴見警察署公式X (旧Twitter)
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和8年3月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和8年 3月末	令和7年 3月末	前年比	令和8年 3月末	令和7年 3月末	前年比	令和8年 3月末	令和7年 3月末	前年比	令和8年 3月末	令和7年 3月末	前年比
総数	287	284	+3			0	3	3	0	110	80	+30
朝日町	8	7	+1			0			0		1	-1
安善町			0			0			0			0
市場上町			0			0			0			0
市場下町	2	4	-2			0			0		2	-2
市場西中町	2		+2			0			0	1		+1
市場東中町	1	1	0			0			0		1	-1
市場富士見町		1	-1			0			0		1	-1
市場大和町			0			0			0			0
潮田町	9	9	0			0		1	-1	4	3	+1
江ヶ崎町	5	8	-3			0			0	4	3	+1
小野町	2		+2			0			0			0
梶山町	3	3	0			0			0	2	1	+1
上末吉町	8	1	+7			0			0	6	1	+5
上の宮町	1		+1			0			0			0
寛政町	1		+1			0			0			0
岸谷町	6	6	0			0			0		1	-1
北寺尾町	3	13	-10			0			0		5	-5
駒岡町	20	18	+2			0			0	14	5	+9
栄町通	2	11	-9			0			0		3	-3
汐入町	4	3	+1			0			0	2	1	+1
獅子ヶ谷町	5	5	0			0			0	2		+2
下野谷町	6	4	+2			0			0	2	1	+1
尻手町	11	6	+5			0			0	2	1	+1
下末吉町	12	17	-5			0	2	1	+1	5	8	-3
末広町		1	-1			0			0			0
菅沢町	2		+2			0			0			0
諏訪坂町		2	-2			0			0			0
大黒町		2	-2			0			0			0
大黒ふ頭			0			0			0			0
大東町	2	1	+1			0			0			0
佃野町	2	3	-1			0			0	1	1	0
鶴見町	3	3	0			0			0	1		+1
鶴見中央町	58	50	+8			0			0	26	10	+16
寺谷町	2	1	+1			0			0	2	1	+1
豊岡町	38	30	+8			0			0	12	10	+2
仲通町	4	11	-7			0			0	1	2	-1
生麦町	5	13	-8			0		1	-1	2	3	-1
浜町	2	3	-1			0			0	1	1	0
馬場町	4	3	+1			0	1		+1			0
東寺尾町	5	5	0			0			0	1		+1
東寺尾北台			0			0			0			0
東寺尾中台	1		+1			0			0	1		+1
東寺尾東台			0			0			0			0
平安町	10	9	+1			0			0	5	3	+2
弁天町			0			0			0			0
本町通	5	3	+2			0			0	3	1	+2
三ツ池公園	1		+1			0			0			0
向井町	6	4	+2			0			0	1	2	-1
元宮町	9	7	+2			0			0			0
矢向町	17	16	+1			0			0	9	8	+1

交通事故発生状況

令和8年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

①管内発生状況 (年累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	145	2	10	147	157
7年	128	0	6	138	144
増減数	+17	+2	+4	+9	+13

②県内発生状況 (年累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
8年	5249	40	6061
7年	4964	43	5741
増減数	+200	-3	+320

③管内発生状況 (3月中 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	44	0	0	51	51
7年	52	1	2	56	58
増減数	-8	-1	-2	-5	-7

県内での交通死亡事故が多発しています。特に、道路横断中の高齢歩行者が犠牲になる事故が多く発生しています。ドライバーは、夕暮れ時におけるライトの早めの点灯やハイビームを有効活用しましょう。歩行者も基本的な交通ルールへの遵守をお願いします。

以下 管内年累計件数 (単位:件数)

④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
8年	14	17	1	4	9	5	8	80	7
7年	12	14	0	6	8	2	8	70	3



⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
8年	15	21	26	16	23	26	18
7年	16	21	15	16	21	18	21

⑥時間別

	0時~	2時~	4時~	6時~	8時~	10時~	12時~	14時~	16時~	18時~	20時~	22時~
8年	3	2	5	18	20	16	15	10	26	23	5	2
7年	2	4	2	17	18	17	11	10	16	23	8	0

⑦町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	下末吉	獅子ヶ谷	生麦	矢向
8年	20	13	11	8	8	8
7年	19	10	11	2	12	9

⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	列車
8年	6	1	25	16	23	38	19	17	0
7年	1	3	27	13	26	29	21	8	0



⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
8年	8	50	35	38
7年	4	39	38	27

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。